

【第3次天草市行政経営改革大綱アクションプラン一覧表※取組内容・取組方法・年次計画・目標指標】

政策2-8 効率的かつ効果的な行政経営 ▶ 施策計画1 PDCAサイクルの徹底による行政経営力の向上と行財政改革の推進

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 トータルシステムの運用を通した行政経営力の向上													
● 施策計画や事務事業の評価を通して、職員の現状分析力や課題発見力、事業改善・企画力の向上を図るため、各課等の自己評価内容を管理部門が点検し、双方向での精度向上に取り組む。併せて、点検者のスキルアップを図るため、管理部門向けの行財政研修や、行政経営検証会議での活発な意見交換に取り組む。	・各政策・施策計画の自己評価の内容を政策企画課で点検し、根拠のある現状分析から課題が抽出され、改善に向けた取組が明記されているかを確認する。これらの内容が不足しているものは、事業所管課等と協議し、評価内容の見直しを行う。 ・上記の結果を踏まえ、行政経営検証会議において内部評価に向けた論点整理を行う。 ・管理部門向けの行財政研修を実施するとともに、行政マネジメントにおける課題の共有及び解決策の検討を進めるため、行政経営検証会議での協議事項を具体化する。	①自己評価内容点検、内部評価に向けた論点整理	実施	実施	実施	実施	行政評価における各事業の改善事項の実施率（％）	—	80.0	80.0	80.0	80.0	
		②管理部門研修、行政経営検証会議での協議事項の具体化	検討 試行	改善	改善	改善							
							トータルシステムとして計画・予算・人事の3つが連動して機能していると感じる職員の割合（％）	72.0	75.0	80.0	85.0	90.0	
● 各課等の自己評価後は、庁内での分野横断的な会議体による内部評価を実施するほか、政策協議の機会を増やし、情報の共有と、部門間の連携による政策の発展や効率化、庁内議論を通した理論構築力や合意形成力の向上を図る。 ● 外部評価までを通して抽出された課題から、次年度の重点施策やスクラップ事項の明確化を図り、実施計画策定・予算編成・組織改編へとつなぐことができるよう、作業スキームを見直し仕組みを確立する。	テーマ別の関係部門合同による内部評価を実施し、そこでの評価内容を取りまとめたのち、部長級の会議体による内部評価を実施する。 ・政策調整機能を果たす会議体を設置し、庁内対話の習慣を生み出す定例会議と、事案に機動的に対応する臨時会議を開催する。 ・トールシステムにおける評価作業を活かし、次年度・次期計画の主要事業やスクラップ事業の抽出につながる仕組みを構築する。	①テーマ別内部評価、部長級内部評価	実施	実施	実施	実施	内部評価から抽出された主要事業の数（件）	5	5	5	5	5	
		②政策調整会議	設置 開催	開催	開催	開催							
		③評価から計画（経営・予算編成方針）へつなぐ仕組みの見直し	検討 試行	改善	改善	改善							
● 各課が負担感なくトータルシステムの一連の作業に取り組むことができるよう、デジタル技術の活用や重複作業の削減を図るとともに、思考整理に役立ち、見やすく、様々な場面で活用できる帳票構成へ見直しを行う。	・資料作成におけるAIの活用や、トータルシステム上の重複作業の点検・削減を行い、事務の効率化を図る。 また必要に応じ、財務会計システムにおける実施計画・予算見積・行政評価の帳票の見直しを行う。 ・自己評価を行う対象事業の絞り込みを検討し、より効率的・効果的な評価作業へと見直しを行う。	①資料作成作業効率化対策の検討・実施、重複作業の点検・削減	検討 試行	実施	実施	実施	トータルシステム上の連動や見直しにより効率化が図られた事務の件数（件）	0	1	1	1	1	
		②自己評価対象事業の絞り込み	検討 実施	見直し	見直し	見直し							
(2)-1 事務事業の見直し													
● トータルシステムにおける行政評価のプロセスを通して確認された事業効果の低い取組等について、廃止や見直しを着実に進めるため、事務事業の見直し方針を策定し、方針に基づく事業廃止や事業改善の徹底を図る。	・事務事業の見直し方針について、令和7年度に実施した試行評価の結果等を踏まえ、政策企画課において案を作成し、行政経営検証会議、政策調整会議等の各種会議における協議等を経て、令和8年度中に策定を完了させる。 ・策定した見直し方針等に基づき、毎年度、次年度の当初予算編成の時期までには、事業所管課において見直し対象事業を決定するとともに、政策企画課においても、財政課等の関係各課と連携の上で見直し対象事業を決定する。 ・当初予算査定の時期に併せて、決定した見直し対象事業の内容確認を行い、当初予算に反映させる。 ・年度末に実施している事務事業の自己評価の時期には、方針の見直しを行う。	①事務事業の見直し方針の策定及び見直し	策定	見直し	見直し	見直し	事務事業の見直し方針に基づきスクラップや見直しを図った政策的事業等における一般財源の削減率（前年比）（％）	3.7	4.1	4.1	4.1	4.1	
		②見直し対象事業の検討・決定	検討 決定	検討 決定	検討 決定	検討 決定							
								【財政効果額】 49.1億円（R 7， 8 年度の一般財源合計額平均値）×4.1％≒2億円（億円）	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0
(3)-1 P P P（官民連携）の推進													
● 指定管理者制度について、賃金・物価スライド制度の導入やインセンティブのあり方の検討など運用の見直しを進める。 ● 良質な公共サービスの提供やコスト削減等を図るため、行政評価の結果において、民間活力の活用が有効・効率的であると判断された事業については、指定管理者制度やP F I（民間資金等活用事業）、P F S（成果連動型民間委託）等の導入を推進する。	・賃金・物価スライド制度やインセンティブのあり方等について、政策企画課において案を作成し、指定管理者選定委員会や各種会議等における協議等を経て、令和 8 年度に制度の見直しを行う。 ・PFIやPFS等の各種制度について、関係各課において研修会への参加や先進地の視察研修等を行いながら、制度内容を把握する。 ・行政評価の結果において、民間活力の活用が有効・効率的であると判断された事業等については、民間のスキル等を取り入れていくため、PFIやPFS等の導入について検討する。	①指定管理者制度の運用見直し	見直し				制度運用見直し後に新たに指定管理を行った施設数（件） 《令和 8 年度からの累計》	—	0	0	4	4	
		②指定管理者制度の適切な運用		実施	実施	実施							
		③PFIやPFS等の各種制度内容の把握	把握	把握	把握								
		④PFIやPFS等の導入に関する検討				検討							

政策２８ 効率的かつ効果的な行政経営 ▶ 施策計画２ デジタル技術を活用したフロントヤード改革と業務改善の推進

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 簡単に手続きができるフロントヤード改革の推進													
● 市民の生活スタイルや多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、市民と行政との接点（フロントヤード）のあり方を再度検証し「書かないワンストップ窓口」や行政手続のオンライン化による「行かない窓口」等、市民の利便性向上や行政業務効率化を実現できるフロントヤード改革に取り組む。	・書かないワンストップ窓口・行かない窓口を推進するため、令和８年度に関係各課によるプロジェクトチームを設置し、現状分析や取組の方針について協議・検討を進め、令和９年度に決定する。 ・併せて、書く必要がある手続き（636件）を令和８年度から導入の準備や運用の開始が可能なものについては、順次取組を進めるとともに、それ以外のものについても、令和９年度に決定した方針に基づき、機器の導入や運用の見直し等の運用開始に向けた取組を進めていく。	①推進体制の設置	設置				書く必要がある手続きをオンライン化した割合（％） 《令和8年度からの累計》	0	3.0	10.0	40.0	65.0	
		②現状分析、方針の検討・決定	分析検討	決定									
		③導入準備（出来る業務から順次）	準備	準備	導入	導入	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続以外で、新たにオンライン申請ができるようになった手続の割合(％) 《令和8年度からの累計》	0	10.0	15.0	45.0	65.0	
		④運用開始（出来る業務から順次）	開始	開始	開始	開始							
● 市民、事業者の利便性向上と行政業務の効率化を進めるため、パソコンやスマートフォンによるＱＲコードを用いたeL－ＱＲ決済等による納付が可能な公金種別を拡充する等、キャッシュレス決済の拡充に取り組む。	・キャッシュレス決済の拡充に向けて、税以外の公金（保険料、使用料、手数料等）を地方共同機構が運営するeLTAX（地方税共同ポータルシステム）を利用し、ＱＲコードを用いたeL-QR決済等で支払いできる仕組みを導入する。	①関係課調整	調整				キャッシュレス決済ができるようになった支払の割合（％） 《令和8年度からの累計》	15.0	35.0	55.0	75.0	100.0	
		②業務の運用見直し（出来る業務から順次）	見直し	見直し	見直し	見直し							
		③運用開始（出来る業務から順次）	開始	開始	開始	開始							
● 市民を対象にした、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器の教育支援を行い、デジタル技術を理解し、安全、適切に活用できる環境構築に取り組む。	・デジタル機器の利用に不安を持つ高齢者等を対象とした講座を行うため、パソコン、スマートフォン講座を開催している市民団体と連携し教育支援を進める。 ・併せて、国や県の制度を調査し、活用できる制度があれば市民団体の講師育成も進めていく。	①関係課連携会議の実施	実施	実施	実施	実施	スマートフォン・パソコン教室の年間参加人数（人）	0	100	200	200	200	
		②講座の開催（出来る地区から順次）	開催	開催	開催	開催							
		③講師育成制度の調査・活用	調査	活用	活用	活用							
● 自発的に業務改善の取組が行われるよう、デジタル技術やデータを活用して既存の業務プロセスを変革できるＤＸ人材等の育成及び確保に取り組む。	・有効的な業務改善やデジタル技術の活用を図るため、まずは業務改善の状況等について現状分析を行うとともに、現状に即してDX推進員、管理職など全職員を対象とした研修を開催する。 ・併せて、総務課と連携し、デジタル関連の研修の充実、専門機関研修への職員の参加促進、デジタル関係の資格取得の支援、高度専門人材の採用や民間人材活用の検討を行う。	①業務改善の状況等の現状分析・適切な研修内容の検討	分析検討				DX等に関する職員研修会の年間延べ参加人数（人）	259	915	915	915	915	
		②研修会の実施	実施	実施	実施	実施							
		③総務課との連携・協議	連携協議	連携協議	連携協議	連携協議							
		④人材育成支援・確保策の検討・実施	検討	検討	実施	実施							
(2)-1 B P R ・デジタル技術等の活用による業務改善の推進													
● 業務改善を行う上では単にＩＣＴを活用するのではなく、市民の利便性向上と行政の業務効率化という目的に立ち返って、BPR等の取組により業務プロセスを抜本的に見直す。	・業務プロセスを抜本的に見直すため、各課において業務改善の目的と目標を明確にするとともに、改善が必要な業務を選定し、情報政策課がヒアリングなどの伴走支援を行いながら業務改善に取り組む。	①各課における改善が必要な業務の選定	選定	選定	選定	選定	自治体ＤＸ相談窓口における業務改善相談受付対応数（件）《令和8年度からの累計》	9	22	35	48	63	
		②伴走支援・業務の見直し	支援見直し	支援見直し	支援見直し	支援見直し							
● デジタル技術を活用した業務効率化を一層推進するため、研修会等を通じて自治体ＤＸに関する職員の知識とスキルを高め、日常業務から事業の企画立案に至るまで、デジタル化の視点を持った業務改善の取組を積極的に進めることができる人材の育成に向けて、外部ＤＸ人材も活用し取り組む。	・デジタル化の視点を持った業務改善を積極的に進める人材を育成するため、DX推進員を対象に、外部人材も活用しながら、デジタル技術を活用した業務改善に関する研修を行うことで、ＤＸ推進員の手法の習得を図るとともに、DX推進員から全職員に必要性の認識を広め、積極的な業務の抜本的見直しにつなげる。	①外部人材の選定	選定				業務改善研修会の年間延べ参加人数（人）	0	40	40	40	40	
		②業務改善研修会の実施	実施	実施	実施	実施							
● 生成ＡＩや業務システム等のデジタル技術を活用することで、正確かつ迅速な業務処理につなげ、市民サービスの向上に取り組む。	・生成AIやローコードツールなど業務システムのデジタル技術を有効活用するために、各課で業務の整理を行い、業務改善と併せて、情報政策課で伴走支援に取り組む。	①各課における業務の整理・選定	整理選定支援見直し	整理選定支援見直し	整理選定支援見直し	整理選定支援見直し	デジタル技術の導入により業務改善が進んでいると感じる職員の割合（％）	66.5	70.0	75.0	80.0	85.0	
		②伴走支援・業務の見直し											
● 庁内無線LANやサテライトオフィスの利用拡大、現場作業におけるスマートフォンやタブレット端末の利活用等に取り組むことで、多様で効率的な働き方ができるような職場づくりに取り組む。	・本庁、支所など所属部署に関わらず、時間や場所を有効活用した多様な働き方の実現、業務の効率化と業務の継続性の確保を進めるため、総務課と連携し対象条件にとらわれないテレワークを推進する。	①業務・制度の整理	整理				多様な働き方ができていると感じている職員の割合（％）	0	7.0	15.0	23.0	30.0	
		②テレワークの推進（出来る業務から順次）	推進	推進	推進	推進							

政策 2 8 効率的かつ効果的な行政経営 ▶ 施策計画 3 効果的な情報発信と市民との対話の充実

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 情報媒体の特性を活かした情報発信													
● 広報紙、ホームページ、ＳＮＳなど閲覧している年代や多く読まれている記事などを検証し、それぞれの媒体、ターゲットに応じた情報発信を行う。	・広報担当課において、独自アンケートやSNSデータ分析などを用いて、どの媒体がどの層に届いていないのか等、媒体毎の現状分析を行う。 ・媒体毎の特性について整理、媒体の役割を定義するとともに使い方について方向性を検討し、令和９年度に方針（情報発信ハンドブック（仮））を策定する。 ・職員に対し方針を周知するとともに、方針に基づいた実践を促す。	①媒体毎の現状分析	分析				ＳＮＳの登録者（フォロワー数）（人） 《令和8年度からの累計》	48,029	48,770	50,570	52,370	54,170	
		②方向性の検討・情報発信ハンドブック（仮）の策定	検討	策定									
		③職員への周知、情報発信の実践			周知実践	周知実践							
● みつばちラジオで、新たに市の施策を伝えるコーナーを新設する等、様々な情報媒体を活用し市内外へ市の施策の浸透を図る。	・市民協働をより一層推進するため、みつばちラジオで市の現状や課題、それに伴う施策について所管課が伝えるコーナーを新設する。	①みつばちラジオを活用した政策広報の実施	実施	実施	実施	実施	みつばちラジオを活用した政策広報の実施本数（本）	－	12	12	12	12	
● 移住者や関係人口、観光客の入込数などの増加を図るため、市内外に地域の魅力を広く知らせるための広報活動を関係部署と連携して取り組む。	・関係部署（観光振興課・地域政策課など）と連携し、ターゲット毎の現状把握や方向性のすり合わせを行う。 ・方向性に基づき取組を進めるとともに、SNSを中心に情報発信を行う。	①ターゲット毎の現状把握、方向性のすり合わせ	検討				ＳＮＳの登録者（フォロワー数）（人） 《令和8年度からの累計》【再掲】	48,029	48,770	50,570	52,370	54,170	
		②SNS等による情報発信（随時）	発信	発信	発信	発信							
● 近年増加している外国人居住者に対して、適切に情報が伝わるように、やさしい日本語や複数の言語を活用した情報発信等に取り組む。	・広報紙「やさしい日本語」版について毎月発行するとともに、随時見直しを行う。 ・広報紙「やさしい日本語」版の周知方法を改善し、地域内での「やさしい日本語」の普及を図る。 ・市ホームページが多言語対応していることを周知し活用を促す。	①広報紙「やさしい日本語」版の発行及び見直し	発行見直し促進配布	発行見直し促進配布	発行見直し促進配布	発行見直し促進配布	市ホームページ多言語対応の周知回数（回）	0	5	5	5	5	
		②LINEの登録促進、公共施設でのチラシ配布											
		③市ホームページ多言語対応の周知	周知	周知	周知	周知							
(2)-1 市民の意見を聴く方法の改善													
● 市民それぞれに合った手段で、市や市政に意見等を寄せることができるよう、実施している「市長への便り」等の広聴手段について、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報媒体等を活用し、積極的に周知し活用を促す。	・デジタル媒体での意見提出も可能であることなど、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報媒体等を活用し、積極的に周知し活用を促す。	①広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等での広聴手段の周知	周知	周知	周知	周知	市が進める政策に対して、いつでも提案、参画する機会があると感じている市民の割合（％）	28.7	31.0	34.0	37.0	40.0	
● 市民から寄せられた意見等が市政にどう反映されているか等の取組状況について、様々な情報媒体等を活用し、市民に周知を行う。	・市民から寄せられた意見等が市政にどう反映されているか等について市民に取組状況を、広報紙やホームページへ掲載し、具体的に伝える。	①各種情報媒体等への取組状況の掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	広報紙、ホームページでの取組状況の掲載回数（回）	0	4	4	4	4	
● 市民ふれあい座談会や各課での意見交換については、市民が参加しやすい時期や時間及び対面・オンライン等の様々な開催方法により、新規参加者の開拓や新たな提案などが出しやすい意見交換会の開催を目指す。	・市民ふれあい座談会について、市民が参加しやすい時期や時間及び対面・オンライン等の様々な開催方法を検討しながら、毎年実施する。 ・市民からの申し出による対話の場（タウンミーティング（仮））を検討し構築した上で実施していく。	①市民ふれあい座談会の開催方法検討、実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	タウンミーティング（仮）の実施回数（回）	－	2	5	5	5	
		②タウンミーティング（仮）の制度検討、実施	検討	実施	実施	実施							
(3)-1 職員の広報意識の向上													
● 職員の広報意識を向上し、市全体の情報発信力を高めるため、各課に配置している広報主任者の会議を定期的を開催するとともに、外部講師を招聘し、研修会等を通じて、職員一人ひとりに広報の重要性の意識付けと広報技術の向上を図る。	・広報主任者会議を実施し、市全体の情報発信力を向上させる。 ・毎年1回程度広報研修会を実施し、職員一人ひとりに広報の重要性の意識付けを行うとともに、広報の技術を向上させる。	①広報主任者会議の実施	実施	実施	実施	実施	会議（研修会）後にSNSで発信した部署の数（件）	－	15	30	40	51	
		②広報研修会の実施	実施	実施	実施	実施							

政策 2 9 安定した財政基盤の確立 ▶ 施策計画 1 歳入の確保

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 適正な課税と市税等の収納率の維持、向上等													
● 税収の確保として、課税情報の把握及び徴収体制の充実を図るとともに、個々の職員のスキルアップを図るため、研修会への参加や課内で学習会を開催するなど、知識習得に取り組み、適正な課税及び市税等の収納率の維持（向上）を図る。	・ 課税客体的確な把握や課税の適正化を図るため、実態調査に取り組む。 ・ 市民税及び固定資産税（償却資産）未申告者への申告勧奨を実施する。 ・ 市民税及び固定資産税（償却資産）未申告者に対し、督促、実態調査及び市外在住被扶養者の所得調査を実施する。 ・ 徴収不能な債権未収金を発生させないため、未納発生の初期段階から滞納処分までの対応及び高額滞納者に対する差押を実施する。	①課税情報の把握や徴収体制の充実に向けた取組の実施	実施	実施	実施	実施	市税の収納率（％）	99.46	99.47	99.48	99.49	99.50	
		②市民税、固定資産税（償却資産）未申告者への申告勧奨	勧奨	勧奨	勧奨	勧奨							
		③市外在住被扶養者の所得調査	調査	調査	調査	調査							
		④督促状、催告書（最終、差押執行予告）の送付	送付	送付	送付	送付							
		⑤未納者に対する納税指導	指導	指導	指導	指導	【財政効果額】（調定金額×当年度収納率）－（調定金額×前年度収納率）（千円）	0	788	788	788	788	
		⑥滞納処分（差押）の実施	実施	実施	実施	実施							
● 収納率の維持向上のため、市税等の納付は口座振替が最も安心・安全・便利であることを周知し、納税者自身による納期限内納付を推進する。	・ 口座振替の普及推進として、来庁者への口頭説明及びチラシ配布、課税通知発送時のチラシの同封、広報誌等への普及推進記事の掲載により、納税者自身による納期限内納付を推進する。 ・ 口座振替申請者の負担を軽減するため金融機関窓口への提出手続きが不要となりスマートフォンなどからいつでも簡単に申し込める「口座振替受付サービス」を開始する。 ・ 納付書に地方税統一QRコードを印字し、全国の金融機関や自宅にしながら納付できるよう、納付手段を拡大する。	①口座振替受付サービスの準備	準備				口座振替設定率（％）	54.5	54.5	55.4	56.3	57.2	
		②口座振替受付サービスの開始	開始										
		③口座振替受付サービスの周知	周知	周知	周知	周知	【財政効果額】当年度(納付方法別収納手数料×納付方法別調定件数)－前年度(納付方法別収納手数料×納付方法別調定件数)(千円)	0	0	228	228	228	
		④納付手段の拡大（後期高齢者医療保険料、介護保険料）	拡大	拡大	拡大	拡大							
● 移住促進や企業誘致の取り組みによる税収の増加や、広報紙や封筒等への広告掲載・ネーミングライツ等の税以外の収入源の開拓に努めるとともに、基金の適切な管理・運用により預金利息等の確保を図る。	・ 広報やホームページ、印刷物などの市の資産に民間企業等の広告掲載を希望する広告主及び広告掲載に関する事務を取り扱う広告取扱者を募集する。 ・ 広告掲載事業以外の新たな収入源について検討を行い、取組を進める。	①広告掲載事業の実施について庁内周知	周知	周知	周知	周知	広告掲載事業取扱件数（件）	7	7	8	9	10	
		②広告主及び広告取扱者の募集	募集	募集	募集	募集							
		③広告掲載事業の実施状況の把握	把握	把握	把握	把握	【財政効果額】収入額及び経費削減額（万円）	870	442	635	874	1,113	
		④新たな収入源の検討	検討	検討									
		⑤新たな収入源の取組の実施			実施	実施							
(2)-1 使用料等の適正な受益者負担の確保													
● 「使用料等見直し基本方針」にもとづき、公共施設等の維持管理費やコスト回収の状況を検証し、概ね3年ごとに見直し（次期見直しは令和9年度）を行いながら、「受益者負担の原則」に則った適正な料金設定を行い使用料等の確保を図る。	・ 「受益者負担の原則」に則った適正な料金設定を行うため、使用料等見直し基本方針及び減免基準の変更の可否について確認する。 ・ 令和6年度から令和8年度の維持管理経費や減価償却費をもとに、1㎡あたりの平均的な時間単価を求め、面積規模に応じた統一使用料を算出する。 ・ 使用料の上限撤廃について全体見直しを行う際に統一を行う。	①基本方針の見直し、減免基準の整理	見直し整理	見直し整理			見直し対象施設（件）	146	146	146	146	146	
		②使用料コスト算定	算定	算定									
		③条例改正の有無		決定			【財政効果額】集会施設及び体育施設の「面積規模に応じた統一使用料収入」－「現行使用料収入」（千円）	0	0	0	16,052	16,052	
		④統一使用料の適用			実施	実施							
(3)-1 有利な地方債及び国県補助金の確保													
● 財源の確保として、地方債及び国県補助金の活用を図るとともに、世代間負担の公平性と将来の財政運営に考慮し、充当率及び交付税算入率の高い地方債の借入を行う。 ● 活用可能な補助制度や地方債について、A I などデジタル技術を活用し調査・研究を行い、積極的な活用を図る。	・ 合併特例債に代わる新たな地方債の借入については、内容や該当事業などの要件を確認し、充当率及び交付税算入率の高い地方債の借入を行う。 ・ 国県制度の展開を注視し、地方創生やデジタル化等に有効な補助金等の情報を周知するとともに積極的な活用を促し、事業の推進を図る。 ・ 各事業に対し、活用可能な国県補助金やその他の財源等の候補を検索、提案するAIサービスの無償トライアル導入を実施する。	①AIの活用（試験導入）	試験導入				国県補助金充当率（％）	20.0	21.0	21.0	21.0	21.0	
		②AIの活用（本格導入）		本格導入	実施	実施							
							【財政効果額】年次別財政計画（令和7年度改定）×国県補助金充当率（億円）	111.2	120.1	118.9	122.0	130.6	
(4)-1 ふるさと納税・企業版ふるさと納税寄附金の確保													
● 市内の特産品等をセットにした定期便を作成することにより、特産品をPRし、地場産業の活性化を図るとともに、魅力あるお礼品を充実し、様々な情報媒体等を活用し周知することにより、ふるさと納税寄附金の確保を図る。 ● 市内事業者の設備投資や地場産品開発を促進するとともに、寄附額の増加を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用する。	・ 現状分析を行いながら、定期便及び体験・宿泊型のお礼品の充実を図る。また、本市を訪れた方が、現地で寄附ができる仕組み（現地決済型のふるさと納税）を導入し、経費率の削減を図る。 ・ 公式Instagramの運用を開始し、ポータルサイト以外で情報発信を行う。 ・ 生産者の声などを掲載した新たな同梱物やコンテンツページを作成し、寄附者の共感を高め、寄附行動への転換率向上を図る。 ・ 総務省の制度改正、経費率の状況を確認しながら、必要に応じて寄附額の見直し等の対応を行っていく。	①現地決済型のふるさと納税の導入	導入	実施	実施	実施	ふるさと納税寄附金（億円）	19.1	20.5	21.9	23.4	25.0	
		②公式Instagramの運用	実施	実施	実施	実施							
		③総務省の制度改正に伴う寄附額の見直し	随時	随時	随時	随時	【財政効果額】目標値×（1-経費率）※経費率50.0％からR8.10より2.5％づつ削減(億円)	9.6	10.8	12.0	13.5	15.0	
● 企業への積極的な情報発信や制度周知を図り、企業版ふるさと納税寄附金の確保を図る。	・ 製品寄附等に強みを持つ仲介事業者と連携し、寄附内容および募集に関する多様化を図る。 ・ 募集に使用するリーフレットについて、掲載事業を見直し、ふるさと会や都市部の企業に対して積極的なPRを行う。 ・ 現制度が令和9年度までの時限的なものであるため、財源確保のための制度の継続を要望する。	①仲介事業者と連携した寄附募集	募集	募集	募集	募集	企業版ふるさと納税寄附金（万円）	3,035	1,500	1,500	1,500	1,500	
		②リーフレットの見直し・作成	見直し作成	見直し作成	見直し作成	見直し作成							
		③総務省への要望	準備	要望	要望	要望							

政策２ ９安定した財政基盤の確立 ▶ 施策計画２施策の重点化・業務の効率化による歳出の見直し

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 財源の重点的かつ効率的な配分													
● 財源の重点的かつ効率的な配分として、トータルシステムの評価に基づいた年次別財政計画の見直し及び人口減少による市税や普通交付税の減少に応じた予算の枠配分を行い、一般財源の縮減に向けたビルド＆スクラップに取り組む。	・年次別財政計画から一般財源総額を把握し、自律的事業運営を目指した予算の枠配分を行う。	①年次別財政計画の見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	一般財源充当率（％）	62.6	60.0	60.0	60.0	60.0	
		②予算の枠配分の見直し・実施	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施							
							【財政効果額】 年次別財政計画（令和7年度改定）予算額×一般財源充当率（億円）	344.6	343.0	339.8	348.5	373.1	
● 各部局の自律的事業運営を目指した枠配分、各部局長のマネジメントを基本とした職員全員参加型の予算要求及びビルド＆スクラップを推進するための研修を実施し、財政状況や財政構造にかかる職員の理解を深めるための講座などを実施する。	・財政が厳しいことの本質を知り、いかにして財政健全化と政策推進に取り組むかの方策を学ぶため、研修や講座を開催し、職員の財政状況にかかる理解度の向上や自律的な経営感覚の意識の醸成を図る。	①研修会及び講座の実施	実施	実施	実施	実施	研修会の開催（回数）	1	4	2	2	2	
(1)-2 市債の発行の抑制													
● 市債借入額は後年度負担を増やさないよう元金償還額を上回らない借入額とするよう努め、有利な市債の借入ができない事業については実施の見直しを行う。	・普通建設事業の年度間調整を行い、平準化を図ることで市債発行額を抑制する。 ・予算説明会にて本市の状況や中期的な財政の見通し、予算編成方針の説明を行う。 ・財政運営の基本方針である、元金償還額を上回らない市債借入額とする。 ・決算における公債費負担比率は15％が警戒ライン、２０％危険ラインとなっている。	①普通建設事業の年度間調整	調整	調整	調整	調整	公債費負担比率（％）	16.4	16.0	15.5	15.0	15.0 未満	
		②年次別財政計画の見直し【再掲】	見直し	見直し	見直し	見直し							
		③有利な市債の借入	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	【財政効果額】 年次別財政計画（令和7年度改定）における公債費に充当した一般財源（億円）	67.9	66.0	65.7	61.3	63.3	
(1)-3 財政調整基金の確保													
● 財政調整基金残高維持のため、施策の重点化等による歳出の見直しを行い、標準財政規模の20％以上の残高を確保する。	・施策の重点化による歳出の見直し等を行い、基金繰入金額の抑制に努める。 ・「歳入に見合った歳出」を原則とし、財政調整基金に依存しない予算編成とすることで、持続可能な財政運営の推進につなげ、標準財政規模（通常の行政サービスを安定供給するために必要とされる一般財源の規模で約300億円）の20％以上の財政調整基金の残高を確保する。	①年次別財政計画の見直し【再掲】	見直し	見直し	見直し	見直し	財政調整基金の残高（億円）	106.5	89.6	74.0	60.0	60.0	
		②予算の枠配分の見直し・実施【再掲】	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施							
							【財政効果額】 年次別財政計画（令和7年度改定）における財政調整基金繰入金（億円）	13.9	18.8	11.9	20.6	29.0	
(2)-1 年次別財政計画の見直し													
● 財源の確保と重点的かつ効果的な配分による持続可能な財政経営ため、トータルシステムにより抽出された課題から、重点施策の明確化や事務事業の見直し、毎年度の計画の進捗状況をもとに、社会経済情勢の変化等に応じて、年次別財政計画をローリングさせて、見直しを行っていくこととし、財政計画と連動した行財政運営の確立を目指す。	・市税、人件費、扶助費、補助費等、繰出金の見込み把握 ・重点施策となる「大型事業・重点事業見込」の作成、年次別の事業費に応じた起債額の試算 ・公債費のシュミレーションを基に、普通交付税のシュミレーション作成 ・総務省ＨＰ「地方財政の課題」等の資料による社会情勢の把握 ・普通建設事業の年度間調整を行い、平準化を図る						財政調整基金の残高（億円）【再掲】	106.5	89.6	74.0	60.0	60.0	
		①決算を踏まえた財政計画の見直し	見直し	見直し	見直し	見直し							
		②実施計画から行政コストの把握方法の検討・実施	検討	実施	実施	実施	【財政効果額】 年次別財政計画（令和7年度改定）における財政調整基金繰入金（億円）【再掲】	13.9	18.8	11.9	20.6	29.0	
		③公共施設マネジメント経費（更新費用）の把握	準備	把握	把握	把握							

政策 2 9 安定した財政基盤の確立 ▶ 施策計画 3 公共施設等再配置・個別施設計画の着実な実行に基づく施設の適正な管理運営

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 保有総量の縮小													
● 人口減少や社会・経済情勢の変化等により、公共施設としての設置目的や意義が変移、希薄化、さらには将来的に利用が見込めない施設については、用途を廃止し、統廃合、民間譲渡、貸付、売却、解体といった具体的な方針とその対応時期を個別に再度見直し、施設の適正な配置を行っていく。 ● 施設の新設・改築・改修については、原則、施設の統廃合・複合化・多機能化を目的とした場合、また現に必要な施設の長寿命化のため以外には行わない。	・施設所管課において、「老朽化している」「利活用が少ない」「類似施設がある」等の現況を再度、確認把握し、関係部署、財産経営課と協議しながら、再配置計画の見直しと用途廃止を進める。	①施設の現況確認・把握（各施設所管課）	確認把握	確認把握			計画的な統廃合や譲渡、解体等により削減が図られた施設数(件)《令和8年度からの累計》	25	8	16	19	28	
		②関係部署、財産経営課との協議、ヒアリング	協議	協議	協議								
		③施設毎の再配置計画見直し	見直し改善	見直し改善	見直し改善			【財政効果額】将来的にかかる改修等費用の削減額(百万円)《令和8年度からの累計》	796	1,009	2,937	3,400	4,874
		④公共施設等再配置・個別施設計画の改訂				改訂							
● 施設の統廃合等を行う場合には、地域住民等に対し、説明会等を通じて理解の促進を図る。	・管轄の地域住民に用途廃止・統廃合等の十分な説明を行い、積極的な譲渡や貸付、解体を進めていく。	①地域住民等への説明	説明	説明	説明	説明	計画に沿った廃止や譲渡を進めるために、地域や利用者に説明協議を実施した回数（回）	19	29	33	31	37	
(2)-1 効率的かつ効果的な利活用の推進													
● 未利用施設については、管理状況及び処分状況の現状を把握し、施設毎の課題や施設用地の有効活用性を検証して利活用及び処分の方針を作成する。 ● 施設を適正に管理運営するため、利用状況の検証と施設間利用調整を図りながら、PPP／PFIの導入を推進するなど、民間活力の活用を図り、共同利用、空きスペースの有効利用など、効率的かつ効果的な利用の促進に取り組む。 ● 貸付料、売払い収入、固定資産税の増収に繋げていくため、積極的な民間企業等、地域及び他の公共的団体への貸付けや譲渡、売却（公売）による利活用の推進に取り組む。	・市有財産の活用方法等について、民間のスキル等を取り入れていくため、PPP等の導入についての方針を令和10年度に決定する。 ・市有財産の管理状況等について、現地の確認と所管課とのヒアリング等を重ね、解体処分又は民間活力の活用による有効活用等の方針を令和10年度までに作成する。	①民間のスキル取込、PPP等の導入方針の策定	検討	検討	策定		貸付や譲渡等により民間活用が図られた施設の収入額（賃貸料、売却額）（万円）《令和8年度からの累計》	1,600	2,010	4,020	6,030	8,040	
		②現地確認及び所管課との協議、ヒアリング	確認協議	確認協議	確認協議								
		③未利用施設の有効活用等の方針策定	検討	検討	策定								
		④各方針に基づいた取組の実施			実施	実施							
● 公共施設等の公売に係る専用ホームページ「財活あまくさ」へ施設情報を随時掲載し、活発な情報発信に取り組む。	・「財活あまくさ」の掲載内容については、もっと購入意欲を高める魅力あるサイトとするため、施設利用のメリットや周辺地域の魅力をアピールした内容に充実させ、随時、売却可能物件を掲載する。 ・「財活あまくさ」以外の媒体等による効果的な情報発信について検討を行い、実施する。	①「財活あまくさ」の内容更新及び物件随時追加掲載	更新	更新	更新	更新	「財活あまくさ」への売却可能財産の掲載件数（件）	16	20	20	20	20	
		②「財活あまくさ」以外の媒体等による効果的な情報発信の検討・実施	検討実施	実施	実施	実施							
							「財活あまくさ」へ掲載した財産の売却件数（件）《令和8年度からの累計》	6	5	10	15	20	
(3)-1 長寿命化の推進													
● 全ての公共施設について、建物の耐用年数を経過した場合でも、安易な更新は行わず、施設全体に係る財政負担を長期的な視点で縮減していくため、施設の利用状況や人口推移を勘案し、廃止・統廃合・複合化を検討しながら、将来的に長く利用していく施設について適切な保全措置を講じて長寿命化に取り組む。 ● インフラ施設についても、維持管理に係る経費縮減と利用する市民の安全性を確保するため、将来的な人口推計を考慮し、国のガイドラインに添って策定した個別計画に基づき長寿命化に取り組む。	・施設の長寿命化を推進していくために作成した、保全計画一覧（施設毎の用途等に併せた改修、大規模改修、更新の単価を採用し維持管理費用を積算）について、令和9年度までに各施設所管課と協議を行いながら現時点の施設状況に応じた内容に計画を見直す。 ・インフラ施設の個別の長寿命化、保全計画に基づき、今後各設備の改築等に係る基準に応じたコスト削減に取り組む。定期点検計画や財政収支計画等を基に、補修修繕計画を随時更新・実行しながら、適切な維持管理を実施する。	①各施設毎の保全計画（改修等費用積算）の見直し	見直し改善	見直し改善			将来的にかかる改修等費用の削減額(百万円)《令和8年度からの累計》	796	1,009	2,937	3,400	4,874	
		②年度毎の計画的な施設の解体	解体	解体	解体	解体							
		③解体跡地を含めた普通財産の売却	売却	売却	売却	売却							
		④各種計画に基づいたインフラ施設の補修修繕による適切な維持管理	実施	実施	実施	実施							
● 有利な起債の活用、決算余剰金や土地建物及び解体後の土地の売却代金を積立てた基金を活用し、解体費の平準化、計画的な長寿命化の推進に取り組む。	・財政課と連携し有利な起債を充用し、普通財産を売却した代金は、年度末に一括して補正予算を議会へ上程して基金へと積み立てる。	①普通財産を売却した代金の基金への積立	積立	積立	積立	積立	公共施設等総合管理基金へ積み立てた売却収益額（万円）《令和8年度からの累計》	721	2,000	4,000	6,000	8,000	

政策３０ 市政を担う組織力・職員力の強化 ▶ 施策計画１ 機能的な組織運営と定員管理

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 効果的な組織体制の構築と定員の管理													
● 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、庁内会議体の政策調整機能の強化等により分野横断的な連携を推進するとともに、組織体制の見直しを継続的に行之、効率的で機能的な組織運営に取り組む。 ● 最小の経費で最大の効果をあげることを前提にしつつ、様々な行政課題や新たな行政需要に臨機応変に対応できる組織力を維持する必要があることから、定年引上げ期間の退職者数を踏まえた上で、必要な職員数を確保する。 ● 優秀な人材の安定した確保や職員の年齢構成の平準化を考慮し、各年度における職員採用者数の均衡を図る。	・ 令和8年度当初に行った一部組織見直しの状況と後期基本計画を踏まえ、令和9年度の組織改編に向けた準備を進め、令和9年度当初に実施する。 ・ 定年引上げ期間の退職者数をできるだけ正確に把握できるよう、引上げ期間に60歳を迎える職員の60歳以降の働き方についての意向調査を毎年実施し、その結果を各年度の採用計画数に反映させる。 ・ 近年、採用が困難な専門職においては、将来を見据えた必要な職員数・年齢構成について、令和8年度中に関係部署と協議・検討を行い、令和9年度～11年度までの採用方針を決定し、その方針に従い令和9年度以降の採用を行う。	①後期基本計画を踏まえた組織改編	検討	改編			普通会計における各年度の年度別職員の計画数に対する実際の職員数の割合（％）	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0	
		②継続的な組織体制の見直し			見直し	見直し							
		③60歳以降の働き方に関する意向調査及び採用計画数への反映	調査反映	調査反映	調査反映	調査反映							
		④専門職の採用方針に関する協議	協議										
		⑤方針に基づいた計画的な採用		実施	実施	実施							
(2)-1 人材の確保と適材適所の人事配置													
● 職員採用試験受験者を確保するため、様々な情報媒体等を活用した情報発信や出前職業講話、インターンシップ等の取組により、本市職員の仕事と働く環境の魅力を広く効果的に発信する。	・ 職種や世代の異なる複数の職員を紹介するブログ等を採用PRサイト等に掲載し、実際の業務や私生活等に関する情報はじめ、市職員として働く魅力の発信を行う。 ・ 市内中学校、高校、大学の進路・就職担当者との情報交換を密に行いながら、出前職業講話やインターンシップの積極的な実施、受け入れを行う。	①採用PRサイト等による情報発信(ブログ、動画の掲載等)	実施	実施	実施	実施	採用PRサイトで発信した情報（ブログ、動画等）の閲覧数（件）	2,200	2,500	2,800	3,100	3,400	
		②出前職業講話の実施及びインターンシップの受け入れ	実施	実施	実施	実施							
● 採用前に内定者同士が交流したり、内定者と職員が意見交換を行う機会を設ける。	・ 採用前後のギャップや不安の解消のため、内定者交流会の実施やSNSのオープンチャット等を活用し、内定者へのきめ細やかな情報提供や交流機会の創出を行う。	①内定者交流会の実施・SNS等の活用による情報発信	見直し実施	見直し実施	見直し実施	見直し実施	内定者の辞退率（％）	12.7	10.0	9.0	9.0	9.0	
● より多くの人材が受験しやすい試験方法及び試験内容を導入する。	・ 募集する職種や区分（新卒・社会人等）に応じて、テストセンター方式の導入や基礎的な能力・常識を判定する試験（SCOA）の実施、専門試験の免除等を行う。 ・ 市職員として有益なスキルや経験を持った人材を確保できるよう、令和9年度からの大学推薦制度や自己PR枠の実施に向け、令和8年度中に検討を行う。	①テストセンター方式の実施、SCOAの実施、専門試験免除等	見直し実施	見直し実施	見直し実施	見直し実施	各年度において実施する採用試験の採用予定数に対する応募倍率（倍）	3.1	3.1	3.2	3.3	3.4	
		②特色ある効果的な採用制度についての調査・分析	調査分析										
		③大学推薦制度・自己PR枠等の検討・実施	検討	実施	実施	実施							
● 多様な知識や経験、技術、専門性を有する人材を確保するため、採用試験の要件や採用区分を見直し、多様な任用制度の活用を進める。 ● 高度で専門的な知識や経験を要する行政分野において、市の施策を先導する役割を担う高度専門人材を登用する。	・ DX推進をはじめ、高い専門性やスキルを求められる人材について、公務員経験者等を任期付職員として任用する。 ・ 民間の専門人材をアドバイザー等（個人委託等）として登用する。	①専門人材を必要とする部署の把握	把握				任期付職員の任用数（人）※育休代替を除く	1.0	2.0	2.0	3.0	3.0	
		②任期付職員の任用		実施	実施	実施							
		③民間専門人材のアドバイザー等による登用		実施	実施	実施							
● 職員の能力や適性を最大限活かすために、働きがいの向上やキャリア形成の視点も考慮しながら、適材適所の人員配置を行う。 ● 全ての職員が能力を最大限発揮するための柔軟かつ多様な働き方の拡大とワーク・ライフ・バランスの推進を行う。	・ 人事評価や異動希望申告等による職員視点の自己の能力や適性と併せて、上司視点の適性やキャリア形成を考慮し、適材適所の人員配置を行う。 ・ 現在、対象を育児と業務都合に限定し実施している早出・遅出勤務について令和8年度に検証を行い、令和9年度から必要に応じて対象を拡充する。	①適材適所の人員配置	配置	配置	配置	配置	働きがいがあると感じている職員の割合（％）	78.9	80.0	81.1	82.0	83.0	
		②早出遅出勤務に関する調査・分析	調査分析										
		③早出遅出勤務の拡充		拡充	拡充	拡充							

政策３０ 市政を担う組織力・職員力の強化 ▶ 施策計画２ 職員の育成と職場環境づくり

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	目標値					
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 職員研修の充実													
● 自己啓発へのきっかけづくりや支援、自己啓発に取り組みやすい職場環境づくりに取り組む。	・ 職員の自己啓発支援のため、令和8年度に資格取得助成金制度の拡充やe-ラーニング等の検討を行い、令和9年度から実施する。 ・ 庁内で連携を密にし、市の重点項目に沿った一貫性のある研修を階層（職位）に応じた内容で実施する。	①職員の自己研鑽支援に関する調査・分析 ②資格取得助成金制度の拡充等の実施 ③市重点項目に沿った一貫性のある研修実施	調査分析 実施	 実施 実施	 実施 実施	 実施 実施	資格取得助成金を交付された職員数（人）	1	2	5	8	10	
● 基礎的な執務能力の習得から高度で実践的な専門知識の向上まで、計画的かつ体系的に職員研修を実施する。													
● ロールモデルの紹介、庁内公募制度の活用等によるキャリア形成の支援を行う。	・ 令和9年度までに、職員のキャリア形成への意欲を高める仕組みづくりとして、庁内公募制度等の検討を行い、令和10年度から実施する。	①庁内公募制度等に関する調査・分析 ②庁内公募制度等の実施	調査分析 	調査分析 実施	 実施 	 実施 	キャリア希望に関する職員エンゲージメントスコア（職員エンゲージメント調査）	2.81	2.82	2.83	2.85	2.88	
● 研修会等を通じて、地域活動に参画する意義を理解し、公務内外において地域を担う人材であることの自覚を促すことにより、地域に愛着と誇りを持ち、地域活動への従事や地域の魅力向上に積極的にチャレンジする職員の育成を図る。	・ 地域貢献活動に取り組みやすい環境づくりに向け、職員の地域貢献活動に関する調査・分析を行い、令和8年度から職員表彰制度や地域貢献休暇等を検討し、導入できる取組から実施する。 ・ 地域の魅力の再認識や、外部への発信等について学ぶ研修や、イベント等の企画・運営に携わる実地研修等を実施する。	①職員の地域貢献活動に関する調査・分析 ②地域貢献活動に取り組みやすい環境づくり（職員表彰制度等） ③シビックプライドに関する研修やイベント等での実地研修の実施	調査分析 実施	 実施 実施	 実施 実施	 実施 実施	地域貢献活動に参加している職員の割合（％）	60.9	63.0	66.0	69.0	73.0	
● 兼業許可に関する制度周知や地域活動に関する情報提供等により、職員の地域貢献活動を推進する。													
(2)-1 人材育成風土の醸成													
● 管理監督職員等のマネジメント力の強化や若手職員の段階的な指導力の向上を図るため、階層別研修等を実施する。	・ 熊本市県市町村職員研修協議会で行う５年目、10年目、新任係長・課長研修といった節目ごとに受講する研修や、庁内で実施する階層別研修を通して、段階的なマネジメント力向上を行う。	①組織におけるマネジメントの現状把握 ②現状を踏まえた研修等の実施	把握 実施	把握 実施	把握 実施	把握 実施	上司からのサポートがあると感じている職員の割合（％）	82.3	83.4	85.0	87.5	90.0	
● 職場内で業務遂行と人材育成を両立するため、仕事を通じた人材育成の重要性の認識を深めるとともに、職場内でのサポート体制の充実やコミュニケーションの活性化を図る。	・ OJTの重要度を認識し、育成に関するスキル習得を行う研修を実施すると共に、係内ミーティング等による対話機会の充実を行う。	①職場内のサポート体制等の現状把握 ②係内ミーティング、1on1ミーティング等の実施促進	把握 	 促進 促進	 促進 促進	 促進 	職場内の関係性に関する職員エンゲージメントスコア（職員エンゲージメント調査）	4.09	4.10	4.11	4.12	4.13	
● 人事評価制度において定期的な面談等を実施し、職員の意欲と成長を促す効果的なフィードバックを行う。	・ 人事評価制度における期首、期中、期末面談の実施とあわせて、普段の業務遂行時におけるタイムリーな助言・指導の徹底を行う。	④人事評価における定期面談、タイムリーな助言・指導の徹底	実施 	実施 実施	実施 実施	実施 	人事評価において上位評価となった職員の割合（％）	43.9	44.5	45.0	45.0	45.0	
(3)-1 柔軟かつ多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの推進													
● 育児や介護など時間に制約がある職員も含め、全ての職員が能力を最大限発揮できるよう、時差出勤制度やテレワークの活用などを通じて、職員のライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の実現を図る。	・ 早出遅出勤務やテレワークに関する周知や利用促進を行うとともに、育児や介護に関する制度周知と対象職員との面談等を実施する。	①テレワーク、早出遅出勤務に関する調査・分析【再掲】 ②テレワーク、早出遅出勤務の拡充【再掲】	調査分析 	 拡充 	 拡充 	 拡充 	仕事と生活の両立ができて感じる職員の割合（％）	76.5	78.0	79.5	82.0	83.0	
● 事務事業の廃止や業務の効率化、業務量の増減にあわせた事務分担や人員配置の見直し等による長時間労働の是正、職員間の業務協力体制の強化等による休暇制度の活用促進、育児や介護への参画の促進、人間ドックや健康診断の受検促進、ストレスチェック実施等による健康管理の充実など、全ての職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら意欲をもって働くことができる職場環境の実現を図る。	・ エンゲージメント調査の結果から組織全体における課題と強みを踏まえた組織づくりを行う。 ・ ストレスチェックの結果と合わせて、令和８年度からエンゲージメント調査の結果を各所属長にフィードバックし、所属の現状を踏まえた職場環境づくりを行う。 ・ 職員のデジタル活用能力を高める研修を実施し、業務手順の効率化を図るとともに、業務のスクラップを推進する。 ・ 効率的かつ機能的な組織運営に向けた組織体制の見直しや、業務状況や適材適所に基づく人員配置の見直しを行う。	①エンゲージメント調査等の結果を活用した組織づくり ②エンゲージメント調査等の結果を活用した職場環境づくり	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	職員エンゲージメント調査の回答率（％）	76.7	78.0	79.0	80.0	81.0	
		①関係部署との協議・連携 ②デジタル活用能力を高める研修の実施、業務のスクラップ推進 ③組織体制と人員配置の見直し	協議連携 見直し	 実施 見直し	 実施 見直し	 実施 見直し	月45時間以上の時間外勤務を行った常勤職員の割合（％）	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0	
	・ イントラ等による各種休暇制度の周知や、上司や同僚の声かけによる休暇取得の働きかけを行う。 ・ 面談や係内ミーティング等を通じた職員間のコミュニケーションの活性化と連携強化を図り、業務での相互協力や休暇を取りやすい環境づくりを行う。	①各種休暇制度に関する周知 ②面談等を通じた対話機会の充実と休暇の利用促進	周知 促進	周知 促進	周知 促進	周知 促進	年次有給休暇の平均取得日数（日）	10.7	11.5	12.0	12.5	13.0	
	・ 職員の人間ドックや健康診断、ストレスチェックの結果等を基に職員の心身の健康状況を把握し、必要に応じて医療及び専門機関等による診断や相談等を行う。 ・ 【再掲】ストレスチェックの結果と合わせて、令和８年度からエンゲージメント調査の結果を各所属長にフィードバックし、所属の現状を踏まえた職場環境づくりを行う。	④人間ドックや健康診断の受診促進、ストレスチェックの実施 ②エンゲージメント調査等の結果を活用した職場環境づくり【再掲】	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	職員検診における二次検査の報告率（％）	53.4	60.0	60.5	73.0	80.0	

政策３１　天草版地方創生を推進する行政経営体制の構築　　▶　施策計画１　天草版地方創生を推進する行政経営体制の構築

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 地域との協働による地域課題の解決・地域活性化の推進													
● 地域が持つ課題や強みの深掘り、地域を担う人材の掘り起こしや多様な主体の協働のあり方を検討するため、支所や集落支援員を中心に、事案に応じた本庁関係部署も含め、地域との話し合い等に取り組む。	・ 令和8年度は4つの支所をモデル地域として、まちづくり協議会単位に、各支所に集落支援員を配置し、集落の点検や持続的な取り組みを支える話し合い活動を促進する。 ・ 令和9年度以降の集落支援員の配置は、モデル地域の状況を確認し、必要と判断した場合には、全支所に順次配置する。 ・ 各地域の現状・課題を把握するとともに、地域が目指す姿を地域の方々と共有し、課題解決のための実証事業等を実施することで、地域の特色ある取り組みを推進する。 ・ 各地域の現状・課題の把握や実証事業の分析等に基づき、地域計画の見直しを行う。	①集落支援員の配置	実証 (4)	拡充 (9)	拡充 (11)		新たに配置した集落支援員数（人）	0	4	9	11	11	
		②現状・課題把握	把握	把握	把握								
		③②で把握した事項への対策や実証事業の実施		実施 検証	実施 検証	実施 検証							
		④地域計画の策定		②③の 分析	②③の 分析	策定							
(1)-2 本庁・支所連携に係る意識改革と体制強化													
● 生活課題や地域資源、まちづくりの多様な主体など、市内各地の状況を支所とともに把握し、天草版地方創生をコーディネートする専門部署を本庁に設置する。当該部署では、天草版地方創生に向けたプロジェクトの企画立案や、地域間および本庁・支所間の円滑な情報共有、事業の調整役等を担い、組織の連携体制の強化を図る。	・ 市内各地の生活課題や地域資源、まちづくりの多様な主体などの状況について、支所とともに把握・整理を行い、天草版地方創生を推進する専門部署を本庁に設置する。 ・ 天草版地方創生推進本部会議を開催し、各地域の課題や取組などの意見交換を行い、本庁・支所間の円滑な情報共有及び事業調整を図るとともに、各事業の本格事業化の決定などについては本会議で議論の上決定し、天草版地方創生を推進する。 ・ 天草版地方創生に資する事業を形成するために要する経費を予算化し、迅速に対応できる体制を確保する。また、複数の地域や本庁が連携して取り組むべき事案などについてはプロジェクトの組成を促すなど、連携して対策を進める。 ・ 各事務事業において、支所・本庁間の情報や認識の共有が十分に行われていないものやその要因を把握し、日常からスムーズな情報共有が行われる仕組みを構築する。	①専門部署の設置	設置	運営	運営	運営	天草版地方創生推進本部会議の開催数（回）	4	4	4	4	4	
		②天草版地方創生推進本部会議	情報共有・取組議論	情報共有・取組議論	情報共有・取組議論	全体検証							
		③事業化への取組（支所企画事業）	実証	予算化 実証	予算化 実証	全体 検証							
		④支所と本庁の情報共有体制の強化	問題点の把握	仕組み化	状況確認	全体 検証							
● 各地域が実証事業等に取り組むことのできる予算を確保し、ニーズや効果を確認できたものについて順次事業化するなど、予算の膨張を抑制しつつ、機動的かつ効果的に施策を実行できる体制を整備する。		⑤複数地域（支所）や本庁とのプロジェクト組成	案件把握	実証	事業化 展開	全体 検証	地域課題解決のための新たな取組数（件）	0	4	9	11	11	
● 各分野の政策を進めるにあたっては、支所への迅速な情報共有、地域課題の解決に有効な国県制度等の積極的活用を図るとともに、案件に応じて支所も加えたプロジェクトチームを組成するなど、地域の実情を的確に反映した政策の制度設計や事業の推進に取り組む。													
● 行政経営検証会議での協議を中心に、天草版地方創生を推進するための人員配置や組織体制の見直しを進めるとともに、デジタル技術の導入や会計年度任用職員を含めた職員間の業務分担の見直しなど、窓口業務等における業務の効率化を促進し、支所職員が地域の現場に出向き、創造的業務に従事することのできる時間を確保する。	・ 令和6年度から導入した、職員が地域の中核的な担い手となることを支援するため、本庁に配置する職員を支所の兼務職員として居住地域等の支所勤務を可能とした仕組み（チャレンジ職員）の検証を令和8年度に行い、令和9年度から必要に応じて拡充を行う。 ・ 【再掲】地域の魅力の再認識や、外部への発信等について学ぶ研修や、イベント等の企画・運営に携わる実地研修等を実施する。	①チャレンジ職員の検証と拡充	検証	拡充	拡充	拡充	シビックプライドに関する研修、イベント等での実地研修の実施回数（回）	1	3	5	7	8	
		②シビックプライドに関する研修やイベント等での実地研修の実施【再掲】	実施	実施	実施	実施							
● より深く地域を知り、まちづくりへの意欲を高め、自らの発想や企画を持って果敢に事業に挑戦する職員の育成と組織風土の醸成を図るため、職員が地域と協働できるより多くの機会の創出や、イベント・災害対応時のスタッフ配置等の見直しに取り組む。													

政策 3 1 天草版地方創生を推進する行政経営体制の構築 ▶ 施策計画 2 前に進み続ける行政経営体制の構築

取組内容	取組方法	年次計画	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	目標指標	基準値	目標値				
			R 7	R 8	R 9	R 1 0		R 1 1					
(1)-1 次期総合計画を視野に入れた地方創生の推進と研究体制の構築													
● 第3次天草市総合計画後期基本計画のもと取り組む各種の施策について、テーマ別部門会議や政策調整会議など部課長級による内部評価を継続し、次期総合計画を視野に、取組の改善や事業のスクラップ＆ビルドを進める。	・政策調整会議や内部評価において、主要施策や大型事業の実施に関すること（優先順位、実施時期、実施の規模等）を中心に、各分野の取組について定期的な協議を行い、各施策の改善や部門間の調整を図る。 ・政策調整会議では、次項に掲げる庁内組織からの調査・研究結果報告を定期的に受け、助言を行うとともに政策調整の基礎とする。	①政策調整会議等での協議の実施	実施	実施	実施	実施	政策調整会議や内部評価により決定した市の主要施策や大型事案の取組方針の件数（件）	－	3	3	3	3	
● 中堅層の職員を中心に、長期的な視点に立って市政の在り方を研究・検討する庁内組織を立ち上げ、先進事例の研究、データを用いた根拠ある現状分析や将来予測、課題（仮説）の設定やプロジェクト開発、よりよい行政経営の仕組みの検討などに取り組み、次期総合計画の基礎となる情報やノウハウを蓄積する。	・庁内検討体制の構築に向け、管理部門・事業部門の少数代表からなる準備室を設置し、検討組織（仮称：市政のあり方研究会）の位置づけや構成、協議すべき事項について協議・決定する。 ・上記準備室および研究会において、各課が有する施設等の基礎データや長寿命化計画、各種施策のニーズや動向に関するデータを持ち寄り、データ統合と情報の可視化を行う。また、これに必要なEBPM関連システムについて検討し、必要に応じて導入する。 ・政策31-施策計画1における各地域の地方創生の取組状況や結果を把握するとともに、不足するデータを補完するための実証プロジェクト等を企画し、各課での実施調整を行う。 ・持続可能な地方行政のあり方に関する国や県の動向を注視し、研究の推進に有効な財源を確保するとともに、近隣自治体との広域連携の可能性についても検討する。 ・上記のデータや情報をもとに、長期的な視点に立った市政のあり方に係る研究・検討を進め、第4次総合計画の策定内容へ反映する。	①庁内検討組織の立ち上げ	準備室設置	研究会設置			市政の在り方を検討する庁内組織の取組（研究・プロジェクト開発等）の数（件）	－	2	5	5	5	
		②各分野のデータ集約・分析	集約	集約分析									
		③EBPM関連システムの導入（必要に応じて導入）	研究検討	導入	データ更新	データ更新							
		④各地域の地方創生事業の状況（結果）の把握・分析	把握	把握分析	把握分析	把握分析							
		⑤実証プロジェクトの企画・実施・結果分析		企画実施	企画実施	分析							
		⑥広域連携に関する県および近隣自治体との協議等	課題共有	対策検討	実施調整	事業実施							
		⑦第4次天草市総合計画の策定		骨子作成	協議WS	協議策定							
● 持続的なまちづくりに向け、産官学金民の対話の場づくりや、協働で研究開発に取り組む手法を検討し、その体制を構築する。	・前項の庁内検討組織によるデータ分析や検討状況を踏まえ、市民や民間事業者等との対話や協働プロジェクトの手法・体制を決め、実施する（第4次総合計画の策定に必要な住民ワークショップを含む）。	①市民等との対話・協働プロジェクトの実施	検討	体制構築	実施	実施	持続的なまちづくりに向けた産官学金民の意見交換や協働の取組の数（件）	－	－	1	3	3	